学校物品譲渡会実施要項

1 対象物品

・対象物品は、「真鶴町教育委員会が譲渡会への出品を認めた物品」となります。物品は原則、現状有姿で有償譲渡（一部無償）とします。傷や汚れ、破損等がある場合もありますので、あらかじめご了承ください。
・物品の従来の性能、安全性は保証できません。一部修理等を必要とする場合がありますが、修理費用等について真鶴町は一切負担しません。

2 参加資格

参加資格は次の要件を全て満たす方とします。
・譲渡代金を即日一括納入可能な方（現金のみ）。
・1日目：真鶴町民及び真鶴中学校卒業生（町民は住所が分かるもので確認、卒業生は口頭にて確認）

2日目：個人、法人（町内外問わず）

3 物品譲渡会

⑴ 日時と参加資格

	日時	参加資格
1日目	令和8年11月21日（土） 午前10時00分～午後4時00分 （駐車場開場：午前9時00分、 最終入場：午後3時00分）	真鶴町民及び真鶴中学校卒業生
2日目	令和8年11月22日（日） 午前10時00分～午後4時00分 （駐車場開場：午前9時00分、 最終入場：午後3時00分）	個人・法人（町内外問わず）

・転売目的の方、要項2「参加資格」に該当しない方は参加できません。
・両日とも雨天決行とします。ただし荒天等により開催が困難と判断した場合は中止します。中止の場合は町ホームページ、防災行政無線、まなづる安全・安心メール、真鶴町教育委員会学び共創室公式Instagram「真鶴町まちの学校」でお知らせします。

⑵ 会場

旧真鶴中学校校舎（住所：神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1855番地）

⑶ 駐車場
旧真鶴中学校グラウンド
・駐車位置及び車両の誘導については、職員の案内に従ってください。
・駐車場内では、歩行者及び周囲の車両に十分注意し、安全運転を心掛けてください。
・駐車場内の事故等については、真鶴町は一切の責任を負いません。

⑷ 対象物品
・旧真鶴中学校校舎、旧岩小学校、まなづる小学校等で使用されていた物品のうち、現在は使用されておらず、再利用先がないものとします。（机、椅子、食器、調理器具、家電、理科教材、書籍、工具など）
・物品の一例は、ホームページに掲載しています。なお、物品の状態等、物品に関する個別の問い合わせには対応できませんのでご了承ください。

注）電化製品の通電確認は会場内の所定の場所で行ってください。

注）物品にはノコギリ、彫刻刀等の刃物類や、食器等の割れ物が含まれますので取り扱いに注意してください。必要に応じて手袋等の準備をお願いします。また、物品により怪我等を負った際、真鶴町は一切の責任を負いません。

⑸ 価格（教室毎に500円部屋、個別設定部屋、大物部屋を設置します）
・500円部屋　　1点～5点まで500円。食器、工具等の中から5点お選びください。
※1点のみの購入も500円となります。5点未満の場合でも値引き等の価格変更は行いません。
・個別設定　教育委員会が商品別で価格を設定しています
※詳細は別途譲渡会物品リスト一例をご覧ください。
※譲渡会で得た収益は、真鶴町の教育振興に活用いたします。

⑹ 支払い方法
・支払いは現金のみとなります。あらかじめ小銭の用意をお願いします。
・お釣りのないよう、ご協力をお願いいたします。

⑺ 譲渡方法
・物品は有償譲渡（一部無償）となります。会計終了をもちまして譲渡成立とします。
・原則、譲渡は先着順となります。希望する物品が重なった場合は、希望者同士で話し合いをお願いします。

⑻ 物品の引渡し、搬出
・物品の搬出は会計後に行ってください。

・引渡し後の返品、返金、交換等には一切対応しません。
・物品は原則当日にお持ち帰りいただきます。ただし、大型の物品で、当日の搬出が難しい場合、町が指定した期間内に搬出を行ってください。
・物品の搬出につきましては購入者ご自身でお願いします。
・物品の搬出及び運搬に必要な軍手、台車等は、必要に応じて購入者ご自身で用意してください。会場での貸し出し等は行っていません。
・物品の搬出に係る費用は全て購入者負担とします。
・搬出時における物品の破損等について、真鶴町は一切の責任を負いません。

⑼ 後日搬出方法
・大型の物品は次の指定した期間内で後日搬出が可能です。
期間：2026年12月14日(月)～2026年12月18日(金)
時間：午時9時00分～午後3時00分
※時間内に搬出を完了させてください。
・後日搬出の物品については、大物物品に貼っている2枚の用紙のうち、購入者を記名する用紙を外し、会計時に職員に渡してください。
・搬出希望日が確定しましたら、希望日の1週間前までにご連絡ください。
連絡先：真鶴町教育委員会　0465-68-1131　内線2381（担当　鎌野）
・後日搬出については、購入者ご自身、事業者等どなたでも可能です。ただし、業者等の手配は購入者ご自身でお願いします。また、搬出に係る費用は全て購入者負担とします。
・事業者等への引渡し後における物品の破損、トラブル等について、真鶴町は一切の責任を負いません。

4　入場・退場方法
・入場口は旧真鶴中学校校舎の昇降口、退場口は1階体育館側出口となります。

・入場方法：1日目　町民は昇降口で住所がわかるものを提示し、受付の上、入場してください。
真鶴中学校卒業生は、受付で口頭にて確認の上、入場してください。

2日目　町内外問わず、身分証の提示は必要ございません。
受付で人数把握のため町内外の確認させていただき、確認後入場してください。

・退場方法：会計終了後、1階体育館側出口より退場してください。
※会場内は全て土足で入場できます。

※来場者の安全確保のため、入場制限を行う場合があります。会場内の職員の指示に従ってください。また、制限が行われた場合、会場外で待機していただく可能性がありますのであらかじめご了承ください。

5 安全上の注意事項

・物品の状態を確認し、安全に取り扱ってください。
・立入禁止区域には立ち入らないでください。
・災害等が発生した場合は、職員が避難誘導等を行いますので、その指示に従ってください。
・物品の搬出及び運搬時には、物品の落下や破損、周囲の人への接触等に十分に注意してください。
・職員の指示に従わない場合や、会場内でのトラブル、または迷惑行為が確認された場合は、退場していただくことがあります。
・駐車場を含む会場内で発生した怪我、事故等において、真鶴町は一切の責任を負いません。
・譲渡物品には刃物や割れ物等が含まれます。取り扱いには十分注意し、周囲の状況を見て、他の来場者へのご迷惑にならないようお願いします。

6 その他

・会場内の清掃は行っていますが、一部埃等が目立つ箇所がございます。健康面に心配がある方は、マスク等を事前にご準備ください。
・校舎内の手洗い場、トイレの利用については、会場内の案内に従ってください。
・物品を持ち帰る袋等は、来場者ご自身で用意してください。
・事前の下見、物品の予約、その他物品に関する個別の問い合わせには対応していません。
・譲渡会当日、広報用の写真撮影を行います。参加者の顔が写らないよう配慮して撮影を行いますが、状況により写り込んでしまう場合があります。その場合、ぼかし等の加工処理を行い、個人が特定されない状態で公開します。
・メディア等に譲渡会の情報を一部公開することがあります。その場合、個人を特定する情報は一切提供しません。
・転売目的の購入はお控えください。また、譲渡成立後の物品に関わるトラブル等におきましては、真鶴町は一切の責任を負いません

7 問い合わせ先

真鶴町教育委員会　住所：〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩172-8
電話：0465-68-1131（内線2381）